

港北区公告 第 127号

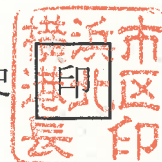
公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月5日

横浜市港北区長

古石 正史



送達を受けるべき者の氏名又は名称	茂木 忍 ほか13件
送達する書類	令和6年度賦課 令和6年度課税 市民税・県民税・森林環境税督促状 令和7年度賦課 令和7年度課税 市民税・県民税・森林環境税督促状 令和7年度賦課 令和7年度課税 固定資産税・都市計画税督促状 令和8年度賦課 令和8年度課税 固定資産税・都市計画税督促状 令和5年度賦課 令和5年度課税 軽自動車税（種別割）督促状 令和8年度賦課 令和8年度課税 軽自動車税督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年8月5日

地方税法第329条

作成日：令和8年8月4日

公示日：令和8年8月5日

地方税法第329条

作成日：令和8年8月4日

公示日：令和8年8月5日

固定資産税・都市計画税

地方税法第371条

[illegible]

作成日：令和8年8月4日

1 / 1 頁

公示日：令和8年8月5日

固定資産税・都市計画税

地方税法第371条

[illegible]

作成日：令和8年8月4日

公示日：令和8年8月5日

軽自動車税（種別割）

(種別割は改正前の地方税法第463条の25)

[illegible]

公示日：令和8年8月5日

軽自動車税

(種別割は改正前の地方税法第463条の25)

[illegible]